

共同生活を快適にすごすために

1 皆さんの自治会

入居者の皆さんが、団地生活を快適に過ごされるよう、入居者相互の親睦、良好な環境づくり、防火・防犯活動など、自治会は重要な役割を果たしています。

県営住宅に入居された方は、是非自治会に加

入して住みよい団地づくりに努めてください。

また、団地や住宅の構造によって多少異なりますが、共同施設の管理運営に必要な費用は共益費として、自治会の責任において徴収、支払をしていただきます。

2 共益費

共益費は、共用部分の諸施設の維持管理・運営など入居者の皆さんの共通の利便を図るために必要な費用で、次のようなものがあり支払の義務があります。

①電気料

階段灯、集会所の電灯、水道ポンプ、エレベーターなどの共用部分の電気代。

②水道料

集会所、屋外水栓等共用部分の水道代。

③共同施設などの修繕費

集会所のガラス破損や階段灯・廊下灯の電球の取替などの費用。

④清掃費

植木の剪定、浄化槽の清掃、排水溝の清掃、汚水管の洗浄、ゴミ処理費など、団地の環境を維持するための費用。

⑤汚水処理費

汚水処理場のある団地では、運転に必要な電気料、水道料、薬品料、その他の費用。

3 環境の美化活動

皆さんの団地は皆さんの中で美しく保つていただくよう、自治会でよく話し合って取り組んでください。

■階段・廊下

階段・廊下は、皆さんの共用の場所ですから、日頃から清掃に努めてください。

なお、階段・廊下は防水はしてありませんので、水を使用しての清掃はご注意ください。

また、通行及び火災時の避難、消火活動の支障になりますから、物は一切置かないようにしてください。

■庭・公園・遊具

団地の敷地は、皆さんで利用していただく共同の庭ですから、ルールを守って大切にお使いください。

- 子供の遊具、植木や芝生、柵などをいためたり、壊したりしないよう注意しましょう。
- 植木や芝生は枯れないよう、水をやり手入れをしましょう。
- 雑草やゴミなどで見苦しくならないように清掃しましょう。
- 遊具等がいたんで危険な場合には、専任管理人または公社等へご連絡ください。





■排水溝

排水溝や排水管などにゴミや土がたまると、流れにくくなり、不衛生になります。

定期的に共同で清掃及び消毒をするようにしましょう。

■ゴミ処理

ゴミの処理は市町によって異なりますが、日時、搬出場所、搬出方法を守り、不衛生にならないように注意し、収集後は、皆さんで協力して清掃・消毒を行ってください。

生ゴミを前日に出すなどの行為は、他の方の迷惑になりますので絶対にしないでください。

4 集会所の利用

集会所は自治会などの集会や入居者皆さんの福利厚生、文化教養などのための講習会等の行事を行うための施設です。

豊かなコミュニケーションづくりの中心となるところですから常に整頓し、火気の使用等に十分注意してご利用ください。



5

駐輪・駐車場

駐輪・駐車場は、それぞれよく整頓して、お互いに事故のないようルールを守ってご利用ください。

また、火災が発生した場合などの緊急時の妨げにならないよう、駐車場として定められた場所以外には、絶対駐車しないでください。

なお、県が管理する有料駐車場については、次のようなきまりがあります。

■駐車場の使用は

使用を決定された日から、10日以内に使用を開始してください。なお、特別な事情がある場合は、公社等にご相談ください。

■保証金は

保証金は駐車場料金の3ヶ月分です。県が指定する日までに、保管金払込書（収納票兼領収証書）により、お近くの金融機関でお支払いください。

■使用を開始する月の駐車場使用料は

使用決定日からその月末日までの駐車場使用料（日割計算あり）は、指定する日までに、納入通知書により、お近くの金融機関でお支払いください。

■使用中の駐車場使用料は

使用を開始した翌月からの駐車場使用料は、預金口座から、毎月家賃と一緒に自動的に引き落とされます。

家賃を納入通知書により納入している場合は家賃と駐車場使用料を合わせた額の納入通知書をお送りしますので、家賃と一緒に納入してください。

■使用料の変更

次のような場合は、駐車場使用料を変更することができますので、ご承知おきください。

- ① 物価の変動にともない、使用料を変更する必要があるとき
- ② 駐車場相互間で使用料に不均衡が生じたとき
- ③ 駐車場に改良を施したとき



■使用料の減免

身体障害者等および身体障害者等と同居する家族が使用する自動車で、自動車税が減免されている場合は、駐車場使用料が減免されることがありますので、公社等にご相談ください。

■返還時の使用料と保証金

駐車場を返還されるときは、おそらくとも返還予定の5日前までに、「駐車場返還届」と印鑑、入居名義人の預金通帳を公社等窓口にご提出ください。

駐車場を返還した月の使用料は、返還した日までの日割で計算します。

保証金は、全額返還します。ただし、家賃及び駐車場使用料に未納分がある場合は、その額を差し引いてお返しします。

■自動車保管場所使用承諾証明

車庫証明のための自動車保管場所使用承諾証明が必要なときは、持参していただく物がありますので長崎市、長与町、時津町の方は県庁住宅課に、それ以外の方は公社等に必ず事前にお問い合わせください。

なお、手数料が必要です。

■禁止事項など

駐車場を使用する権利を譲渡したり、駐車場を転貸することは禁止されています。

■私物放置の禁止

駐車場には自動車以外のもの（バイク、自転車その他のもの）を置かないでください。

なお、駐車場を15日間以上使用しない場合、事前に公社等にお届けください。

■異動届

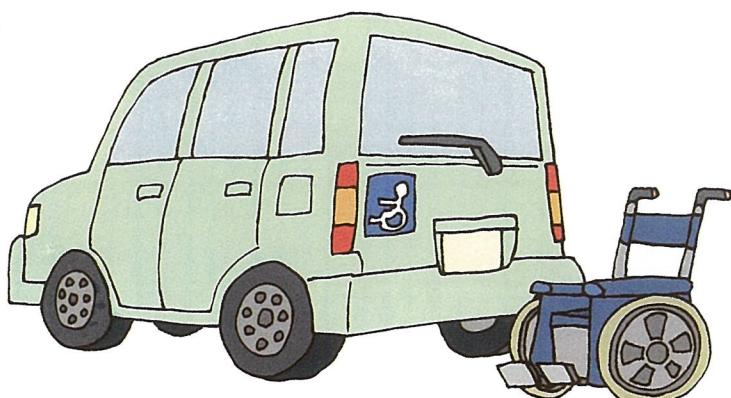
駐車場を使用する自動車または使用者に異動があったときは、すみやかに駐車場異動届を公社等へ提出してください。

■使用料を滞納すると

駐車場使用料を滞納すると、連帯保証人にも支払請求等があり迷惑がかかるとともに、駐車場を明け渡さなければならなくなります。

駐車場使用料は、駐車場の修繕や環境整備にも使われますので、滞納すると、他の駐車場使用者にも迷惑をかけることになります。

必ず納期までに納めるようにしましょう。



■駐車場の明け渡し

次のような場合には、駐車場を明け渡していただきます。

- ① 不正な行為により使用決定を受けたとき
- ② 家賃及び駐車場使用料を3ヶ月以上滞納したとき
- ③ 正当な理由なく、15日間以上駐車場を使用しないとき
- ④ 駐車場や附帯施設を故意に壊したとき
- ⑤ 駐車場の使用者資格を失ったとき
- ⑥ リモコンの不正使用による違法駐車を行つたとき
- ⑦ 駐車場の管理上必要なとき

なお、駐車場の管理運営を自治会（入居者）で組織する、自動車管理部会等が行う団地では、皆さんで良く話し合って不法駐車や迷惑駐車がないようにしましょう。

■駐輪場の使用について

自転車、バイク等、入居者の皆さんでよく話し合って、トラブルの無いようご使用ください。

使用しなくなった自転車、バイク等は、駐輪場に放置しないで、所有者が責任を持って処分してください。

駐輪場の管理は、自治会等入居者の皆さんで行っていただきます。

6 給水と汚水処理

受水槽や給水塔は、各住宅への給水のために必要な施設であり、浄化槽は汚水の処理に必要なものです。特に浄化槽の内部は深くて危険ですから、マンホールは絶対に開けないようにしましょう。

また、断水した場合、受水槽外部のオーバーフロー管から水があふれている場合、受水槽・浄化槽の故障警報が鳴った場合など異常に気がついた時は、管理人または公社等へご連絡ください。

7 エレベーター

エレベーターは使い方をあやまると危険な機械であり、また、ときには危険な密室空間となります。お互いに注意しながら、事故や犯罪のないエレベーターの利用を心がけ、いつも気持ちよく使用できるよう清掃を心がけましょう。

乱暴に扱うと停止したり、中に閉じ込められることがありますので、十分注意してください。

地震、火災、落雷時には危険ですから使用しないでください。

エレベーターの警報ベルが鳴った場合は、自動的にエレベーター管理会社へ連絡され、係員

がかけつけますので、原因が解明するまでは使用を見合わせてください。

●エレベーターの清掃

次のことに注意して清掃しましょう。

①敷居溝にゴミがたまると故障の原因になりますので、たまらないよう清掃してください。

②床、壁もきれいにしておきましょう。

③水や清掃液が昇降路内に侵入することがないように注意しましょう。



☆乱暴な扱いは事故のもと



☆とんだり、
はねたりは事故のもと



☆エレベーターは密室



☆定員オーバーは事故のもと
☆二輪車の運搬禁止



☆戸袋に引き込まれないように



☆幼児ひとりは危険がいっぱい

8 こんな迷惑お断り

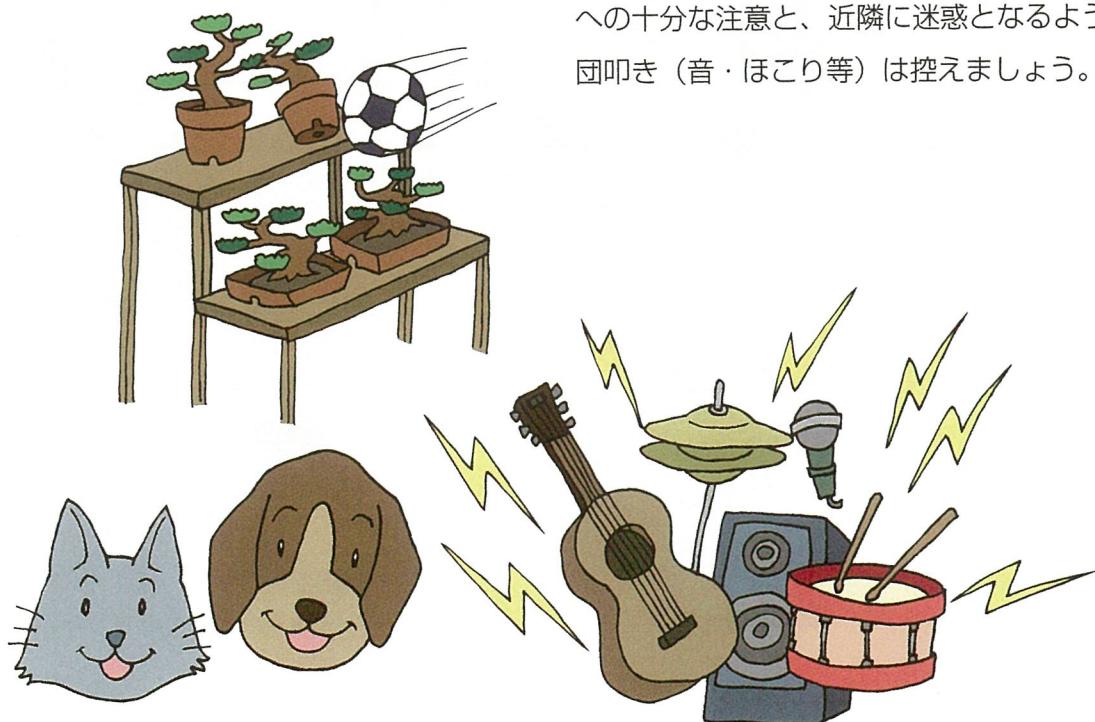
団地で快適に生活するためには、入居者の皆さんにお互いに尊重し、協力し合っていくことが大切です。

次のことのほかにも、自治会などで決められたルールを守り、快適な生活ができるようにしましょう。

■騒音

テレビ、ステレオ、楽器などの大きい音や、室内を走り回る足音、玄関扉を閉じる音などは、周囲にたいへんうるさく聞こえるものです。予防のため、フローリングに敷物をしたり、イスの足に防音材を取付ける等、階下への配慮も必要です。

また、深夜、早朝の話し声や入浴、洗濯などもとても気になります。お互い迷惑をかけないように注意しましょう。



■ペットの飼育、エサやり、持ち込み

団地内でペットを飼育することは禁止されています。飼っている方には可愛いペットであっても、ほかの方には迷惑になりますので絶対におやめください。

又、飼っていない方には、エサを与えたり、団地内に持ち込むことも禁止です。

■物の投げ捨てなど

窓やベランダからものを投げたり、ちょっとした不注意で植木鉢を落としたりすると、思わぬ大事故になります。

また、小さな子供の落下事故を予防するためにも、手すりの近くにはものを置かないようにして、お子さんの行動には十分注意しましょう。

なお、ベランダでの布団干しは、まず、落下への十分な注意と、近隣に迷惑となるような布団叩き（音・ほこり等）は控えましょう。



■児童遊園等での危険な遊び

団地内には児童遊園や広場が設けられていますが、子供さんの遊び方にも、おのずとルールがあります。

幼児が遊んでいる中で、野球やサッカーなどの球技や、他の人の迷惑になるような危険な遊びは行わないように、お互いに気をつけましょう。

■個人所有物の放置

団地の敷地、通路、共同施設や建物内の廊下、階段、踊り場など住戸専用部分以外の場所には、個人の所有物は置かないでください。（駐輪場の自転車、バイク等は除きます。）

■敷地の畠づくり

団地の敷地は、入居者全員のいこいの空間であり、災害時の避難場所などになります。また、農薬、肥料等を使用することは、人に被害が及ぶこともあります。個人の野菜・果物づくりや草木、花の植栽等は禁止されています。

